3　法第五十五条の二第一項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する政令で定めるものに該当する法人の同項に規定する投資事業有限責任組合（次項において「投資事業有限責任組合」という。）に係る組合員の出資の予定額として財務省令で定める金額が二億円以上であることとする。

4　法人が、法第五十五条の二第一項に規定する適用事業年度終了の時又は同条第四項に規定する適格分割等の直前の時において、同条第一項に規定する新事業開拓事業者（以下この条において「新事業開拓事業者」という。）の株式をその組合財産とする投資事業有限責任組合の組合員の持分及び当該新事業開拓事業者の株式で当該投資事業有限責任組合の組合財産でないものの双方を有する場合において、当該投資事業有限責任組合につき同項又は法第五十五条の二第四項の規定の適用を受けるときは、これらの株式の帳簿価額は、これらの株式をそれぞれ銘柄が異なる株式として法人税法施行令第二編第一章第一節第二款の二第一目の二の規定により計算した金額とする。

5　法人が新事業開拓事業者の株式につき法第五十五条の二第一項の規定の適用を受ける場合には、当該適用を受ける事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

6　法人が新事業開拓事業者の株式につき法第五十五条の二第四項の規定の適用を受ける場合には、当該適用に係る同条第五項に規定する書類に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（特定事業再編投資損失準備金）

第三十二条の四　法第五十五条の三第一項に規定する政令で定める目標は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第二項第三号に規定する特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標として経済産業大臣が定める目標（以下この項及び第六項において「財務目標」という。）とし、法第五十五条の三第一項に規定する政令で定める日は、産業競争力強化法第二条第十二項第二号に規定する特定会社（次項第一号及び第四項において「特定会社」という。）が財務目標を達成した日として経済産業大臣が定める日（次項第一号及び第六項において「財務目標達成日」という。）とする。

2　法第五十五条の三第三項に規定する政令で定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一　法第五十五条の三第三項に規定する法人の積み立てた同条第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）に係る法第五十五条の三第一項に規定する計画の認定を受けた日から当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社の財務目標達成日までの期間の月数（次号において「目標到達期間の月数」という。）が四十八未満である場合　三十六

二　目標到達期間の月数が四十八以上六十未満である場合　四十八

三　前二号に掲げる場合以外の場合　六十

3　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　法第五十五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。次号において同じ。）に係る特定会社の株式若しくは出資又は債権の一部を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）　その有しないこととなつた当該特定会社の株式若しくは出資の数若しくは金額又は債権の金額がその有しないこととなつた時の直前において有していた当該特定会社の株式若しくは出資の数若しくは金額又は債権の金額のうちに占める割合

二　当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定会社の法人税法第六十一条の二第十八項に規定する出資の払戻しにより出資の一部を有しないこととなつた場合　同項に規定する割合

5　法人が法第五十五条の三第一項に規定する認定特定事業再編計画につき同項又は同条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該認定特定事業再編計画につきこれらの規定の適用を受ける最初の事業年度（当該認定特定事業再編計画につき法第六十八条の四十三の三第一項又は第二項の規定の適用を受けた連結事業年度後の事業年度を除く。）その他財務省令で定める事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

6　経済産業大臣は、第一項の規定により財務目標及び財務目標達成日を定めたときは、これを告示する。

第三十二条の五第三項及び第三十三条から第三十三条の三までを削る。

第三十三条の四第一項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「以下この条」を「次項及び第五項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「当該特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止につき電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九条第一項の規定による届出をした日から一年を経過する日までに、当該」を「同号の」に、「第四項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けた法人のその移転を受けた日を含む事業年度における当該特定原子力発電施設に係る法第五十七条の四第一項に規定する積立限度額を計算する場合の同項の規定の適用については、当該適格合併の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数をもつて同項に規定する事業年度の月数とし、当該特定原子力発電施設に係る同項に規定する積立期間の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該適格合併の日の前日までの期間の月数を控除した月数をもつて同項に規定する控除した月数とする。

第三十三条の四第七項を削り、同条を第三十三条とする。

第三十三条の五第五項第二号中「火災共済協同組合及び法第五十七条の五第一項第七号」を「法第五十七条の五第一項第七号に規定する火災等共済組合（第八項第二号及び第十三項第二号ロにおいて「火災等共済組合」という。）及び同条第一項第七号」に、「第十三項」を「第十三項第二号ホ」に改め、同条第八項第二号及び第十三項第二号ロ中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合」に改め、同条を第三十三条の二とする。

第三十三条の六第一項中「てん補する」を「塡補する」に改め、同条を第三十三条の三とする。

第三十三条の六の二第一項及び第二項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条を第三十三条の四とする。

第三十三条の六の三第三項中「第五項」を「次項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第三十三条の五とする。

第三十三条の七第二項、第四項及び第六項中「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第十五項を削り、同条を第三十三条の六とする。

第三十三条の八を第三十三条の七とする。

第三十四条第十項第一号中「法第五十五条第二項第六号ハに規定する」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該外国法人の株式又は出資の全部を国（外国を含む。）又は地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。）が有していること。

ロ　当該外国法人が資本又は出資を有しない法人であること。

ハ　当該外国法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の属する国の法令又は当該外国法人の定款、寄附行為その他これらに準ずるものにより内国法人の出資につき禁止又は制限がされていること。

ニ　当該外国法人が資金の調達につき内国法人の出資に応じないことその他これに準ずる事情